## 〇玉名市国際交流奨励費補助金交付要綱

平成18年5月24日 告示第64号

(趣旨)

第1条 <u>この要綱</u>は、本市における民間の国際交流に関する事業及び活動に対する補助金の交付 について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、本市に在住する者とし、国際交流の促進に寄与すると認められるもの(以下「補助対象者」という。)とする。

(平20告示23・一部改正)

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、経済、文化、スポーツ、教育等の交流を目的とする 渡航及び団体が実施する外国人の外国からのホームステイ受入れ(以下「国際交流事業」とい う。)で、当該事業に他の補助等を受けていないものとする。ただし、市長が特に必要と認め た場合においては、この限りではない。
- 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>次の各号</u>のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。
  - (1) 営利を目的とする事業
  - (2) 政治的活動又は宗教的活動に関する事業
  - (3) 就労又は観光を目的とする事業
  - (4) 公共の安全又は善良な風俗を害するおそれのある事業 (平23告示72・一部改正)

(補助金交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる国際交流事業の要件は、交流の内容、日程等が具体的に定められ、その2分の1以上が、<u>前条第1項</u>に規定する交流に費やされるものであること。

(補助対象経費及び補助金額)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、国際交流事業に直接必要と認められる経費とする。
- 2 補助金は、<u>次の表</u>左欄に掲げる区分に応じ、<u>同表</u>右欄に定める額を上限とし、予算の範囲内 において交付するものとする。この場合において、団体による国際交流事業については、1事 業につき25人分を限度として交付する。

٠.,	# 1 1 4 15 175 4 5 1755 1942 5 4 5 5 5 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	The state of the s
	1人当たりの補助対象経費	補助金限度額
	100,000円未満	10,000円
	100,000円以上 200,000円未満	15, 000円
	200,000円以上	20,000円

- 3 補助金の交付は、同一会計年度につき1回とする。ただし、団体が実施する国際交流事業に対する補助金の交付については、この限りでない。
- 4 事業期間が複数年度にわたる国際交流事業に対する補助金については、事前に交付すること ができるものとする。

(平20告示23・平23告示72・平25告示22・一部改正)

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、国際交流奨励 費補助金交付申請書(<u>様式第1号</u>)により申請するものとする。

(交付決定等)

- 第7条 市長は、<u>前条</u>の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否 及び補助対象経費の交付額について決定するものとする。
- 2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに国際交流奨励費補助金交付決定通知書(様式第2

号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、国際交流事業完了後、速やかに国際交流奨励費補助金実績報告書(<u>様式第3号</u>)を市長に提出しなければならない。

(平25告示22・一部改正)

(交付決定の取消し等)

- 第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象者が<u>次の各号</u>のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
  - (1) 虚偽その他不正の手続きにより補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
  - (2) 国際交流事業を実施しなかったとき。
  - (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認めたと き。

(平25告示22・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の玉名市国際交流奨励費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付する補助金について適用し、同日前に交付した補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年7月14日告示第72号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日告示第22号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。